

よくある質問

【目次】

1	補助制度について	2 ページ
(1)	制度全般	2 ページ
(2)	補助対象となる建物	2 ページ
(3)	申請者	3 ページ
(4)	設置事業者	4 ページ
(5)	補助対象機器	4 ページ
2	申請書類について	5 ページ
(1)	(様式第9号) 対象機器等一覧	5 ページ
(2)	見積書及び内訳書の写し	5 ページ
3	対象機器別	5 ページ
(1)	太陽光発電システム(創エネ設備)	5 ページ
(2)	定置型蓄電池、電気自動車、V2H(蓄エネ設備)	6 ページ
(3)	開口部の断熱改修(省エネ設備)	6 ページ
(4)	LED照明器具(省エネ設備)	6 ページ
(5)	高効率給湯器(省エネ設備)	7 ページ

1 補助制度について

質 問	回 答
(1) 制度全般	
国や県などの他の補助金等（ポイント付与制度含む）と併用できますか。	併用できます。ただし、松本市の他の補助金と補助対象工事が重複している場合は原則、併用できません。
クレジットカードで支払った場合も対象になりますか。	領収書の写しを提出できるものであれば対象になります。 領収書の宛名が申請者でない場合（信販会社等）、ローン申込書を追加提出していただき、申請者が補助対象工事の費用負担を確認させていただきます。
(2) 補助対象となる建物	
中古住宅を購入して補助対象機器を設置した場合は、対象になりますか。	申請者が居住する場合は対象になります。 申請建物の所在に住民票を異動後、申請してください。
建売住宅は対象になりますか。	事業者向けの補助ではない（P P Aを除く）ため、建売住宅を建設した事業者は申請できません。また、太陽光発電設備や蓄電設備を搭載した建売住宅を購入した居住者も補助対象ではありません。 ただし、建売住宅を購入した個人が購入後の住宅に補助対象機器を設置した場合は、既築住宅の補助メニューが対象になります。
店舗併用住宅は対象になりますか。	補助対象機器が住居部分で使用されることが確認できる場合に限る、対象になります。写真や設備図面などを提出していただき、住宅部分のみで使用されることを証明していただきます。
借家は対象になりますか。	借りている入居者が補助対象機器を設置した場合は対象になります。 貸している所有者が補助対象機器を設置した場合は対象になりません。
アパートなどの集合賃貸住宅は対象になりますか。	上記同様、入居者負担で補助対象機器を設置した場合は対象になります。 アパートのオーナーの方が賃貸住宅に補助対象機器を設置した場合は対象になりません。

区分所有しているマンションは対象になりますか。	対象になります。 ただし、外窓や玄関ドアの交換は共用部にあたるため、管理組合に必要な手続きをご相談の上、設置してください。
市営住宅は対象になりますか。	対象になります。市営住宅の担当から「許可書」を発行してもらい、申請書類に添付してください。 ただし、原則退去時に現状復旧をしていただく必要があります。
既築住宅の増築工事の際に、増築部分に補助対象機器を設置した場合は対象になりますか。	対象になります。 施行前後で整合の取れる図面と明瞭な写真を提出してください。
別荘など居住している建物以外に複数所有している建物への設置は対象になりますか。	対象になりません。 申請者の住民登録がある住宅で行った工事が対象になります。
母屋と離れ、それぞれに補助対象機器を設置する場合、別々に申請することはできますか。	母屋は申請できますが、離れへの設置は対象にならないため、申請できません。ただし、母屋に給電する太陽光発電設備を敷地内車庫や倉庫の屋根に設置する場合は、給電の経路が確認できれば補助対象になります。
(3) 申請者	
親名義の建物に息子世帯のみが住んでいて、親が補助対象機器を設置した場合、息子は申請者になれるか。	申請者になれません。 住んでいる人が設置し、申請をする場合のみ対象になります。
二世帯住宅はどのように申請すればよいですか。	申請建物が「共有名義」なのか、「区分所有建物」なのかで申請の仕方が変わってきます。 補助の回数は同一年度内で、1軒の住宅につき1回限りのため、「共有名義」の場合、給湯器を2台同時交換する場合などはどちらかの所有者（工事契約者）がまとめて申請をしてください。 「区分所有建物」の場合は、それぞれの区分所有者が申請をしてください。 申請建物が「共有名義」なのか、「区分所有建物」なのかは、法務局で建物の登記事項証明書を取得して、ご確認ください。必要に応じて申請時の添付書類に登記事項証明書のご提出をお願いする場

	合があります。
申請者が補助金の交付決定後に亡くなった場合、申請を継続するにはどのようにすればよいですか。	申請を引継ぐ方が対象建物に居住している場合は継続ができません。請求書と合わせて、以下の書類を提出してください。 ① 申請者の除票住民票の写し ② 引継者の市税の滞納がない証明書 ③ 誓約書 請求書は引継者の振込口座を記入してください。
(4) 設置事業者	
市外の事業者が設置した場合は全て補助対象外ですか。	申請者が工事契約した設置事業者が市内に事業所を有していれば補助対象になります。 工事請負業者が上記要件を満たしていれば、実際に設置する協力業者の所在地が松本市外であっても構いません。
1回の申請で、異なる複数の事業者で設置した補助対象機器を申請したい。	見積書や領収書等の書類をそれぞれ用意してもらえれば、1回でまとめて申請可能です。ただし、1回の申請に補助上限額があるためご注意ください。
設置事業者を紹介してほしい。	利益誘導になるため、個別の事業者はご案内できません。
(5) 補助対象機器	
中古品も対象になりますか。	中古品の設置は対象になりません。新品を設置したものが補助対象になります。
インターネットや家電量販店等で機器のみを購入し、別の設置事業者に取り付けてもらう場合は対象になりますか。(施主支給工事)	対象になりません。設置事業者が調達した資材を設置した場合のみが対象になります。
修理や壊れた部品のみを新品に交換した場合は対象になりますか。	対象になりません。

2 申請書類について

質 問	回 答
(1) (様式第9号) 対象機器等一覧	
申請する機器の数が多くて 既存の様式の枠では書ききれません 。どのようにすればよいですか。	適宜、余白を利用いただくか、2枚目に記入していただくなど工夫して必要事項を記入してください。
(2) 見積書及び内訳書の写し	
補助対象工事以外の明細 は必要ですか。	見積書の合計金額が領収金額と一致していて、補助対象工事の明細がわかれば、補助対象工事以外は「一式」でも構いません。

3 対象機器別

質 問	回 答
(1) 太陽光発電システム（創エネ設備）	
設備認定 が下りる前に申請できますか。	太陽光発電システムの設置工事が完了していれば申請できます。
既存の太陽光発電システムを 撤去して、新たに設置 する場合も補助対象になりますか？	新たに設置する機器が補助要件を満たしていれば補助対象になります。ただし、パワコンなど一部の部品の交換の場合は補助対象外となります。
車庫等にモジュールを設置した太陽光発電 は対象になりますか。	発電した電気を住宅部分のみで利用することが確認できる場合に限り、対象になります。写真や設備図面などを提出していただき、住宅部分のみで使用されることを証明していただきます。
設置前の写真 はどういったものを用意すればよいですか。	設置予定の屋根面ごとの写真に、モジュール割付図の設置面と紐づけられる方角や番号を記載の上、提出してください。
補助要件に最大出力が（既存と合わせて）10kW 未満であることとありますが、モジュールの公称出力の合計が10kW 以上で、 パワコンで出力を 10kW 未満に抑えた場合 は対象になりますか？	対象になりません。 モジュール自体の出力の和が10kW 未満のものが対象になります。

(2) 定置型蓄電池、電気自動車、電気自動車等充給電設備（V2H）（蓄エネ設備）	
蓄エネ設備を設置する場合、太陽光発電設備との連結が必要ですが、 連結する太陽光発電設備 はモジュールの公称出力の合計が 10kW以上 でも補助対象になりますか。	蓄エネ設備を申請する際に連結する太陽光発電設備のモジュール自体の出力の合計は10kW以上でも構いません。
プラグインハイブリッド車 は補助対象になりますか。	対象になりません。車検証の燃料の種類が「電気」のみであることが
電気自動車の工事完了日の定義 はいつですか。	本申請においては自動車検査証（車検証）の交付日を工事完了日としています。車検証の交付日より180日以内に申請してください。
停電時や災害時のみ給電可能なV2H は補助対象になりますか。	平常時も給電できない場合は補助対象になりません。
(3) 開口部の断熱改修（窓、ドア）（省エネ設備）	
窓のない場所に 新たに窓を設置 した場合は補助対象になりますか。	補助対象になります。 設置前の写真は設置予定の壁等の写真をご提出いただくとともに、計画図と既存図の両方にマーカー等を付けてご提出ください。
出窓やボウウィンドウに内窓を設置する場合は補助対象になりますか。	補助対象になります。出窓の窓台内への設置であれば、既存外窓との距離は問いません。
玄関ドア交換は 玄関引戸 も補助対象になりますか。	要件に適合する場合は補助対象になります。
風除室、サンルーム といったエクステリア商品の開口部の断熱改修は補助対象になりますか。	エクステリア商品の開口部の断熱改修は補助対象になりません。 反対にサンルーム等の出入り口に位置する外部建具の改修は補助対象になります。
(4) LED照明器具（省エネ設備）	
LED照明器具を申請者が購入した場合は補助対象になりますか。	申請者が購入した機器を設置事業者が設置した場合は補助対象になりません。（施主支給工事は補助対象外です。） 設置事業者が機器を調達し、設置すれば補助対象になります。新品の機器であり、それを証明する書類（保証書、納品書等）があれば

	ば、業者の機器調達方法は問いません。
光色切り替えのできるLED照明器具の定格光束は複数存在するが、どの値が補助金額算定の根拠となりますか。	その器具の持つ、1番大きな光束の値で申請してください。
(5) 高効率給湯器（省エネ設備）	
暖房専用ボイラーも対象になりますか。	給湯機能がある機器が補助対象となるため、暖房専用は対象外になります。給湯と暖房の両方の機能を持つ給湯器は対象になります。
「給湯部分」の熱効率は要件に適合する機器で「ふろ部分」の熱効率が要件に適合しませんが、対象になりますか。	補助対象になります。 「給湯部分」の熱効率が補助要件に適合していれば、「ふろ部分」の熱効率は問いません。 給湯と暖房の機能を持つ機器についても同様です。
既設のエコキュートを新品のエコキュートに交換する場合は対象になりますか。	補助対象になります。 既設の給湯器の機種等についての規定はありません。